

## 与謝野町・斑鳩町災害時相互応援協定

与謝野町及び斑鳩町（以下「協定町」という。）は、協定町の区域内において地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生し、被災者支援等の応急対策の実施が十分に出来ない場合において、被災した町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （2）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- （3）避難が必要な被災者の受入れ
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）町民等の災害救助ボランティアの斡旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする物資等の品目及び数量
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする職員の職種、人員及び活動内容
- （4）応援場所、応援場所への経路及び集合場所等
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

### （応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

### （災害時における自主的活動）

第4条 協定町の区域内において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、被災を免れた町は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡ができない場合は自主的に応援を行うこととする。
- 3 応援町は、災害直後、自主的な応援活動のための職員等を派遣する場合においては、職員自ら消費または使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定による応援を実施する場合については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

### （職員の指揮権）

第5条 応援のため派遣された職員は、要請町の長の指揮の下に活動するものとする。

### （応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、協定町が協議の上、別に定める。

### （連絡担当部局）

第7条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

### （情報の交換）

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料等を相互に交換するものとする。

### （その他）

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

### （効力の発生）

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

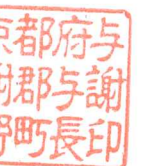
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月10日

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地 |

与謝野町長

太田貴美



奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

斑鳩町長

小城利重



## 与謝野町・斑鳩町災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成26年2月10日付で与謝野町と斑鳩町（以下「協定町」という。）との間で締結した与謝野町・斑鳩町災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 応援に要する経費のうち、協定第1条第1号及び第2号に要する経費、購入費及び輸送費は、応援を要請した町（以下「要請町」という。）が負担する。

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する旅費及び諸手当の額は、応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）の職員に関する条例等の規定により算定した額の範囲内とし、要請町が負担する。

2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町が負担する。

3 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町が、要請町への往復の途中において生じたものについては応援町が賠償の責めを負うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、要請町と応援町との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援町の町長名による請求書（関係資料添付）により、連絡担当部局を経由して要請町の町長に対して行うものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は協定町が協議して定めるものとする。

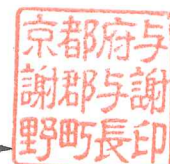
この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町は署名押印のうえ、各1通を保管する。

平成26年2月10日

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町長

太田貴美



奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

斑鳩町長

小城利重

